

医療施設物価高騰対策応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 物価高騰が長期化する中、その影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設（以下「施設」という。）を対象として、医療施設物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給することとし、応援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象施設等)

第2条 支給対象施設は、所在地が愛媛県内にあり、令和6年4月から同年5月まで運営の実績がある別表に掲げる施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(支給額)

第3条 応援金は、令和6年4月から同年5月の物価高騰相当分として、別表に基づき定額を支給する。

(支給回数)

第4条 応援金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、医療施設物価高騰対策応援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、医療施設物価高騰対策応援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは医療施設物価高騰対策応援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 応援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、応援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	対象施設	支給単価
医療施設 ※1 保険医療 機関に限る。	病院、有床診療所	1 病床につき 5,000 円 (※2)
	無床診療所、無床診療所（歯科）	1 施設につき 30,000 円

※2 ただし、病床数を乗じて算出した額が 30,000 円未満の場合は 30,000 円とする。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療施設物価高騰対策応援金支給決定通知書

このことについて、金 _____ 円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、医療施設物価高騰対策応援金は申請のあった金融機関口座に振り込まれます。引き続き、安定的な地域医療サービスの提供にご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療施設物価高騰対策応援金不支給決定通知書

このことについて、提出のあった申請書の審査を行った結果、誠に残念ながら「不支給」となりましたので通知します。

不支給の理由：